

板橋区子ども発達支援センター事業実施要綱

(平成23年4月26日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、発達障害者支援法（平成16年12月10日法律第167号）第1条の「発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要である」という理念に基づき、乳幼児及び児童の発達障がいの特化した専門相談窓口として板橋区子ども発達支援センター（以下「発達支援センター」という。）を設置し、本人及び保護者に対する、発達障がいの早期発見、早期支援体制の充実を図るために区が実施する板橋区子ども発達支援センター事業（以下「発達支援センター事業」）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業内容)

第2条 発達支援センター事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 専門相談

言葉・行動・コミュニケーション等の発達の偏りや遅れに心配のある乳幼児及び児童の家族等からの発達障がいに関する相談。なお、相談は次に掲げる場所で実施する。

① 発達支援センター

② 出張専門相談会場

(2) 個別支援

ア 親支援事業

言葉・行動・コミュニケーション等の発達の偏りや遅れに心配のある乳幼児及び児童の保護者に対して、日常生活において、子どもの特徴に応じた適切な対応ができるように、集団的に助言や指導を行うことを目的とする。

イ 個別支援調整会議

専門相談を受けた中で支援が必要な事例について、支援方針の検討及び関係機関（健康福祉センター、福祉事務所、保育園、幼稚園、小学校、療育機関等）の支援内容の共有化を図り、個別支援計画を作成するための会議を開催する。

(3) 地域支援

ア 支援者研修

発達障がいに関する人材育成として、保育士、保健師、教師等を対象に発達障がいの理解とその対応についての研修を実施する。

イ 地域連携推進会議

板橋区における、発達を支援している関係機関（専門医療機関、かかりつけ医、療育機関、健康福祉センター、子ども家庭総合支援センター、保育園、児童館、幼稚園、小学校、教育支援センター等の実務を担当する責任者等）の情報の共有化及び支援体制の課題について検討し、有機的な連携体制を推進するための会議を開催する。

(4) 前三号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認める業務。

2 前項に規定する事業に係る必要な事項は、福祉部長が定める。

(対象者)

第3条 発達支援センター事業の対象者は、板橋区に住所を有する、発達の偏りや遅れに心配のある乳幼児及び概ね15歳までの児童とその家族等とする。

(利用料)

第4条 発達支援センター事業の利用料は無料とする。

(事業委託)

第5条 区は、発達支援センター事業の実施について、その全部または一部を第三者に委託して行わせることができる。

2 前項の規定による発達支援センター事業の受託者（以下「受託者」という。）は、受託後、速やかに発達支援センターを設置しなければならない。

3 発達支援センター事業を委託する場合は、委託条件、遵守事項を明記した委託契約書を作成し、保管しなければならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成23年7月20日から施行する。ただし、開設準備、その他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

付 則

この要綱の一部改正は、平成24年2月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。